

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成 2 9 年 3 月 3 日 (金) 13 時 30 分

2. 開催場所 篠栗町役場 3 階 全員協議会室

3. 出席委員 (9 名)

2 番 平井 滋伸 (会長)

1 番 土屋 博實

4 番 原田 盛一

5 番 柳池 吉則

6 番 猪上 志津夫

7 番 栗須 勝典

9 番 藤 勝徳

10 番 大楠 英志

11 番 鷹巣 礼子

4. 欠席委員 (3 名)

3 番 藤 尚毅

8 番 渡邊 芳輝 (副会長)

12 番 萩尾 由紀子

5. 議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 議案第 1 号 篠栗町農業委員会会議規則第 16 条による委員の互選について

議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画について (9 件)

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (1 件)

報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について (1 件)

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 黒瀬 英三

事務局員 田村 明広

事務局員 葉山 芳樹

7. 会議の概要

議 長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>只今から篠栗町農業委員会平成28年度第12回総会を開催いたします。</p> <p>本日の総会ですが、3番藤 尚毅委員と8番渡邊副会長は所用のため、欠席の連絡を受けておりますが、過半数の出席がありますので篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立しております。</p> <p>また、総会終了まで携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードへの切換えをお願いします。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>6番：猪上 委員 と</p> <p>7番：栗須 委員にお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局葉山さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、議案第1号から議案第3号を審議後、報告第1号と事務連絡を事務局から受け散会いたします。</p>
議 長	<p>【議案第1号 篠栗町農業委員会会議規則第16条の規定による委員の互選について 審議】</p> <p>それでは、「議案第1号 篠栗町農業委員会会議規則第16条の規定による委員の互選について」について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、それでは「議案第1号 篠栗町農業委員会会議規則第16条の規定による委員の互選について」について説明いたします。議案書1頁をご覧ください。</p>

	<p>本来であれば、この 20 期が始まった平成 26 年 7 月に決めておくべき事だったかもしれませんが、ここに書いてありますように、会長が不在となる場合には副会長がその職務を代理し、さらに副会長が不在となる場合には委員の互選により職務を代理するとあります。</p> <p>実は、本日の議案第 2 号において、平井会長の審議議案がありますが、会議規則第 10 条（議事参与の制限）の規定から本人である平井会長は退室することになります。その際本来であれば副会長が職務を代理する訳ですが、本日副会長が不在であることから、委員の互選により、職務代理者を選出していただくものです。期間については、平成 29 年 7 月 19 日の任期満了までとさせていただきます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは会議規則第 16 条による職務代理者を互選する訳ですが、事務局とも相談しまして、猪上委員にお引き受け頂きたいと考えますが、皆さんいかがでしょうか。</p>
全委員	出席委員全員異議なし
議 長	猪上委員お引き受けいただいてよろしいでしょうか。
6 番 (猪上委員)	わかりました。お引き受けいたします。
議 長	ありがとうございました。猪上委員に快諾していただきましたので、会議規則第 16 条の規定による委員の互選は猪上委員に決定いたします。
議 長	<p>【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画について 審議】</p> <p>それでは、「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画」について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画についてについて 説明】

はい、それでは「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画」についてですが、議案書 4 頁をご覧ください。

審議番号 9 については平井会長が申請人となります。「農業委員会法第 2 4 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 1 0 条、議事参与の制限」の規定により、審議番号 9 については、最後に別途説明審議、採決することとしますので、平井会長には審議番号 9 については案内しますので退席していただくこととなります。

それでは説明いたします。

篠栗町長より、平成 2 9 年 2 月 2 7 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定です。

審議番号 1 から 8 までで 8 件、合計面積は 2 7, 4 3 6 m²です。

【議案書 審議番号 1 から 8 まで朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。以上です。

議 長	<p>【議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画 審議番号 1 から 8 まで 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>まず議案第 2 号の審議番号 1～8 について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
10 番 (大楠委員)	<p>只今の利用権設定申請のあった農地の中に荒廃農地と思われる農地があるようだが、申請人は作付けするつもりなのだろうか。</p>
事務局	<p>はい、作付けできない多少荒廃した農地もあろうかと思いますが、そういった農地は管理を行うと申請人より聞いております。</p>
議 長	<p>他に何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見、質問等特になし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 1～8 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第 2 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 1～8 は原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に審議番号 9 について審議、採決いたしますので、私は退席し、猪上委員に職務代理をお願いいたします。</p> <p>【平井会長 退室】</p>
職務代理 (猪上委員)	<p>先程、互選により選出されました猪上でございます。篠栗町農業委員会会議規則第 16 条の規定により、私が職務代理となり議事を進行いたします。皆様よろしく申し上げます。</p> <p>早速ですが、議案第 2 号の審議番号 9 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、議案第 2 号審議番号 9 について説明いたします。</p> <p>議案書の 4 頁をご覧ください。</p> <p>篠栗町長より、平成 2 9 年 2 月 2 7 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定です。</p> <p>面積は 1, 2 5 5 m²であり、先程の審議番号 1 から 8 までと合わせますと合計で 2 8, 6 9 1 m²となります。</p> <p>【審議番号 9 の朗読】</p> <p>以上の計画は、先程申し上げました農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に規定される各要件を全て満たしておりますので報告いたします。以上です。</p>
<p>職務代理人 (猪上委員)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議番号 9 について何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【意見・質問なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>審議番号 9 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員賛成】</p> <p>出席委員全員の賛成により、審議番号 9 は原案のとおり決定いたします。</p> <p>平井会長は入室してください。</p> <p>只今の審議で私の職務代理を終わります。ありがとうございました。</p> <p>【平井会長 入室】</p>
議長	<p>【議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について】</p> <p>猪上委員ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 説明】</p>

	<p>それでは、事務局より農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。申請件数は1件となっております。議案書5頁をご覧ください。</p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>平成29年2月20日に申請を受理したものです。</p> <p>【議案第3号 朗読】</p> <p>今回は所有権移転売買が目的となっております。申請地は1筆で面積は1,802㎡となっております。</p> <p>本件は、農地法第3条第2項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>なお、当該用地に係る利用権の設定についてはありませんでした。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員は申請人である藤 尚毅委員になりますので、この案件に係る農業委員承諾については、私が代わりに承諾しております。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第3号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
<p>10 番 (大楠委員)</p>	<p>この所有権移転ですが、例えば事前に申請農地の隣の方に話をされたというような経緯はあるのでしょうか。農地の集積を進める上で、まずは隣接する農地所有者に話をすることがいいかと考えます。今回は事務局にてそういった把握ができない中で所有権移転の申請が出されたようですが、今後はまずは隣接農地の所有者に話をされることを希望します。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局も大楠委員のおっしゃる通りと思います。今後事前の把握に努め、まずは隣接農地の所有者に話を進めるよう対処いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>他に皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p> <p>【議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 3 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【報告第 1 号】</p> <p>それでは、報告第 1 号について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第 1 号 「農地法第 4 条の規定による農地転用届出」について】</p> <p>報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について報告します。</p> <p>9 ページをご覧ください。平成 2 9 年 2 月 2 日に受理したものです。</p> <p>【報告第 1 号 朗読】</p> <p>本申請地は市街化区域ですので、農地法第 4 条による農地転用届出を受けたものです。申請面積は 1,000 m²を超えませんので、開発の許可申請は不要となりますが、都市整備課との事前協議等の手続きはなされていることは確認しております。</p> <p>以上報告第 1 号について、書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告第 1 号に関し、何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問なし】</p>

	報告第1号については許可を要しませんので、事務局の報告事項として取り扱います。
議長	引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。
事務局	<ul style="list-style-type: none">・ 諸情勢報告・ 献穀米報告
議長	他に皆さんから何かご意見等ありませんか。 ないようですので、これで平成28年度第12回篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。